

下関市設計業務委託等成績評価基準

(趣旨)

第1条 この基準は、下関市（上下水道局を除く。）が発注する建設工事に関する設計、測量及び地質調査の業務委託（以下「業務委託」という。）について行う成績評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評価の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評価の対象)

第2条 この基準において、評価の対象となる業務委託は、業務委託料の額が100万円を超える次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 設計業務
- (2) 建築設計業務
- (3) 調査業務及び計画業務
- (4) 測量業務、地質・土質調査

(評価の業務分類)

第3条 評価は、業務委託の目的により、次に掲げる業務に分類して行う。

- (1) 設計業務（詳細設計）
- (2) 設計業務（概略設計・予備設計）
- (3) 建築設計等業務
- (4) 調査業務、計画業務、測量業務、地質・土質調査業務及び別に定める基準に従い定められる単純調査業務

(評価の内容)

第4条 評価は、業務委託の実施状況及び目的物の品質等について行うものとする。

(評価者)

第5条 評価を行う者（以下「評価者」という。）は、完了検査職員、総括監督職員及び監督職員とする。

2 完了検査職員とは、当該業務委託を発注した業務委託発注課長（以下「担当課長」という。）とする。ただし、担当課長が必要であると認めた場合は、課長補佐級以上の職員に任命することができるものとする。

3 総括監督職員とは、担当課長が指定する係長の職又はその職以上にある職員とする。

4 監督職員とは、下関市業務委託契約約款の定めにより任命された当該委託業務の監督を行う職員とする。

(評価の方法)

第6条 評価は、業務委託ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評価の採点は、業務委託の区分に応じた別に定める採点表によって行うものとする。

3 評価の採点は、業務委託等成績評価表（様式第1号）により行うものとする。

(評価結果の報告)

第7条 完了検査職員は、業務委託の完成検査を完了したときは、当該業務委託に係る評価の結果を、業務委託等成績評価表(様式第1号)、項目別評定点(様式第2号)及び評価集計表(様式第3号)により、契約課へ報告するものとする。

(評価結果の通知等)

第8条 担当課長は、評価結果について、業務委託成績の評価結果について(様式第4号)により、受注者に通知するものとする。

2 受注者は、前項の規定による通知を受けた日から起算して14日以内に、業務委託成績評価に係る説明請求について(様式第5号)により、担当課長に説明を求めることができる。

3 担当課長は、前項の規定による説明を求められた場合、速やかに業務委託成績評価に係る説明について(様式第6号)により、回答するものとする、なお、受注者は再説明の請求はできないものとする。

4 担当課長は、評定点が60点以下の場合は、検査技術監理室長及び契約課長に報告を行うものとする。

(改善要請)

第9条 担当課長は、60点以下の評定点を受注者に通知する際は、受注者に対して改善報告書の提出を求めるものとする。

(評価の修正)

第10条 担当課長は、第8条の通知をした後、当該評価を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 担当課長は、前項の修正を行ったときは、延滞なく受注者へ通知するものとする。

3 担当課長は、前項の受注者へ通知を行ったときは、契約課長へ報告するものとする。

附 則

この基準は、平成28年4月1日以降に検査を実施する業務委託から施行する。